

震災対策部会委員の意見を受けた石川県地域防災計画の修正について

| 委員からの意見 | 現行又は当初の修正案 | 最終修正案 |
|--|--|--|
| <p>災害教訓の伝承には、過去の情報の整理が必要であり、資料の収集・整理について、県のみでなく市町の責務としても盛り込むべきである。</p> | <p>2章1節「防災知識の普及」 6 災害教訓の伝承（津波災害対策編は、2章1節7） (1) 県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> | <p>2章1節「防災知識の普及」 6 災害教訓の伝承（津波災害対策編は、2章1節7） (1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> |
| <p>公共施設、道路ネットワークが複合災害の際でも十分機能できるような県土づくりを行うということを計画に明記したらどうか。</p> | <p>5章1節「基本方針」 本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。 なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえ、所要の措置を講じる。</p> | <p>5章1節「基本方針」 本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。 なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。</p> |